

緑地協定書（阪急宝塚山手台第19住宅地区）の認可について

都市緑地法（昭和48年法律第72号）第54条第2項の規定に基づき緑地協定を認可したので、同法第47条第2項の規定を準用して、次のとおり公告し、図書を縦覧に供する。

令和6年（2024年）4月19日

宝塚市長 山崎 晴恵

- |           |   |
|-----------|---|
| 1 緑地協定の名称 | 阪急宝塚山手台第19住宅地区緑地協定                                  |
| 2 緑地協定区域  | 宝塚市山手台東4丁目5番1 外86筆<br>合計面積 16,830.30 m <sup>2</sup> |
| 3. 縦覧場所   | 宝塚市東洋町1番1号<br>宝塚市役所 都市安全部 公園河川課                     |
| 4. 縦覧期間   | 緑地協定の存続期間   |